

入札監理小委員会における審議結果報告

容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業

容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年6月から1年以内又は1年を超える期間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主要な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 業務の内容について

【論点】

○業務の内容が理解しやすいように再商品化業務量に係る量・比率等についての条文を追加すべきではないか。

【対応】

○実施要項2.(1)リ に「量・比率等に関する容器包装リサイクル法及び関連省令における規定については（別紙15）参照。」と追記し別紙を追加した。（実施要項5頁及び別紙15（実施要項98～105））

2. 入札スケジュールについて

【論点】

○民間事業者からの創意工夫を評価することのだが、創意工夫を含めた提案を行うためには入札公告から入札書等提出期限が短過ぎるのではないか。

【対応】

○5月末としていた入札書等提出期限を6月上旬とした。（実施要項9頁）

3. 評価項目について

【論点】

○評価項目一覧中「2.2 組織の専門性、実績、資格」において一般的な統計調査についての知識・ノウハウがあればいいのか、それとも、統計調査の知識・ノウハウに加えて容器包装リサイクル法の知識も必要なのかが明確でない。

【対応】

○加点項目に統計調査の知識・ノウハウに加えて容器包装リサイクル法の知識があることが加点対象となることを明確化。また容器包装リサイクル法に関する必要となる知識の具体的内容も明示。（実施要項19頁）

【論点】

○評価項目一覧中「2.4 研修（教育）」に、業務従事予定者に対する研修が記載されているが、研修において具体的に何を求めているのか分かりづらい。

【対応】

○業務従事予定者に対する研修において求められる容器包装リサイクル法の専門知識を具体的に提示。（実施要項 19 頁）

4. パブリックコメントについて

○平成 25 年 3 月 22 日から 4 月 4 日までの 2 週間にわたり、意見募集（パブリックコメント）を行ったが実施要項の修正に至る意見はなかった。

以上